

新潟県警察情報管理システムによる放置駐車違反管理システム運用要領の制定について（例規通達）

平成18年 6 月 8 日

本部（交指）第47号

〔沿革〕 平成24年 3 月本部（警務）第12号、25年 3 月第 9 号、26年 2 月本部（情管）第12号、29年 5 月第20号、 8 月本部（警務）第31号、12月本部（情管）第51号、令和元年11月第35号、 5 年 3 月第16号、12月第58号、 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

放置駐車対策を適切に行うため、新潟県警察情報管理システムによる放置駐車違反管理システム運用要領を別添のとおり制定し、平成18年 6 月 8 日から実施することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

新潟県警察情報管理システムによる放置駐車違反管理システム運用要領

第 1 趣旨

この要領は、放置駐車違反管理システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 システムの概要

放置駐車違反管理システム（以下「管理システム」という。）とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の 4 第 1 項の規定により放置車両確認標章（以下「標章」という。）を取り付けられた放置車両に係る放置違反金納付命令、使用制限命令、放置違反金管理等の事務を適正に行うため、警察庁、交通指導課及び署に設置した端末装置等並びにこれらを接続するデータ伝送回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものを用いて、放置駐車違反事実及び当該放置車両に係る情報を一元管理するシステムをいう。

第 3 運用体制

1 警察本部運用責任者

- (1) 県本部に警察本部運用責任者を置き、交通指導課長をもって充てる。
- (2) 警察本部運用責任者は、警察庁交通局交通指導課長と連絡を密にし、管理システムの企画、指導及び調整を行うものとする。

2 運用管理者

- (1) 署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）に運用管理者を置き、署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属における管理システムの運用に関し、この要領に定めるもののほか必要な事務を処理する。

3 運用管理補助者

警察本部運用責任者及び運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、交通指導課にあっては駐車対策担当の課長補佐を、署にあっては交通課長又は地域交

通課長を、交通機動隊にあつては方面隊長を、高速道路交通警察隊にあつては分駐隊長をもって充てる。

#### 4 電算取扱責任者及び電算取扱補助者の指定及び任務

警察本部運用責任者及び運用管理者は、管理システムの適正な運用を図るため、所属職員のうちから電算取扱責任者及び電算取扱補助者（以下「電算取扱責任者等」という。）を指定するものとする。

##### (1) 電算取扱責任者

ア 交通指導課の電算取扱責任者には、駐車対策係の警察官を指定するものとする。

イ 交通指導課の電算取扱責任者は、署から送信された放置車両確認データの審査、データベースへの正確な登録の確保及び警察庁への送受信、データの保護等管理システムの適正な運用に努めるものとする。

ウ 署等の電算取扱責任者には、交通（反則）切符等保管管理要領の制定について（平成13年3月15日付け本部（交指）第17号）の定めるところにより指定した交通（反則）切符等審査責任者を指定するものとする。

エ 署等の電算取扱責任者は、放置車両確認データの登録、審査、照会等、管理システムの適正な運用に努めるものとする。

##### (2) 電算取扱補助者

警察本部運用責任者及び運用管理者は必要に応じ、所属職員のうちから電算取扱補助者を指定し、電算取扱責任者を補助させるものとする。

#### 第4 登録等

##### 1 放置車両確認データの登録

署長等は、放置車両に標章を取り付けさせたときは、警察本部運用責任者が別に定めるところにより、速やかに電算取扱責任者等に当該放置車両に係る放置車両確認データを登録させなければならない。

##### 2 登録事項

登録事項は、別表1のとおりとする。

#### 第5 照会

管理システムにおける照会の種類、方法等は、別表2のとおりとする。

#### 第6 運用時間

管理システムの運用時間は、24時間とする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りでない。

#### 第7 安全の確保

管理システムにおける個人情報その他の情報の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項並びに新潟県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和5年本部訓令第21号）第2条第2項に定めるところにより、その安全を確保しなければならない。

#### 第8 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、管理システムの運用について必要な細目的事項は、

警察本部運用責任者が定めるものとする。